

千葉市議会議員の資産等報告書の閲覧の概要について

「千葉市議会議員の政治倫理に関する条例」に基づき、千葉市議会議員の資産等報告書の閲覧を10月10日（火）から開始しますので、お知らせします。

1 対象者

議員（50人）

2 資産等報告書

議員は、その任期開始の日（令和5年5月1日）において有する資産等について、同日から起算して100日を経過する日までに、議長に提出しなければならない。

<報告すべき資産等>

- ①土地
- ②建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- ③建物
- ④預金及び貯金（普通預金及び普通貯金を含む。）
- ⑤有価証券
- ⑥自動車、船舶、航空機及び美術工芸品
- ⑦ゴルフ場の利用に関する権利
- ⑧貸付金
- ⑨借入金

【報告書の作成および閲覧スケジュール】

基準日	作成期間	閲覧準備期間	閲覧開始日	保存期間
R5.5.1	R5.5.1（月）～ R5.8.8（火）	R5.8.9（水）～ R5.10.7（土）	R5.10.10（火） ※期限等の特例による	R10.8.8

※閲覧開始日が千葉市の定めた休日にあたる場合は、市の休日の翌日となる。

3 報告書の保存および閲覧

- (1) 保存期間 報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年間
- (2) 閲覧対象者 何人も閲覧できる
- (3) 閲覧開始日 令和5年10月10日（火）
- (4) 閲覧時間 9：00～17：15
- (5) 閲覧場所 議会事務局総務課（市役所低層棟6階）